

住宅手当等支給証明書

令和6年10月3日

(宛先) 焼津市長

法人の場合は、必ず代表者印を押印して下さい。

所在地
給与等の支払者 名称
代表者
電話番号



記入例は、以下の場合を記載しています。

住宅手当：支給あり(月額2万円)

勤務開始日：令和6年3月以前から勤務

給与の支給が確定している月：令和6年9月まで確定

おり証明

【証明期間】（給与の支給が確定している月の証明になります）

・令和6年3月以前から勤務している場合の「証明期間」の始期は、「令和6年4月」と記入して下さい。

・令和6年9月に給与を支払うことが確定している場合、「証明期間」の終期は、「令和6年9月」となります。（例：8月時点で、9月に給与を支払うことが確定している場合は「9月」が終期となります。）

1 対象者

住所	焼津市〇〇-△△番地□□□□101号室
氏名	焼津 太郎

2 証明期間 令和6年4月から 令和6年9月

3 住宅手当等支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

ア 住宅手当

支給していない場合は、下記ア、イは記載不要です。

(ア) 取得費 円

(イ) 賃料（月額） 20,000円

支給対象（令和6年5月分から令和6年9月分の賃料に対し支給）

(ウ) 礼金 円

(エ) 共益費 2「証明期間」の範囲内で記載してください。

(オ) 仲介手数料 円

イ 引越し手当 円

(注)

1 証明期間とは、令和6年4月（対象者が令和6年4月以降に勤務を開始した場合は勤務を開始した月）から、この証明書の作成日現在給与等の支給が確定している月までの期間をいいます。

2 住宅手当とは、事業主がご不明な点等ございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

3 引越し手当とは、事業主に焼津市 誘致戦略課 移住定住推進室

4 住宅手当支給状況について 電話番号：054-626-9411

5 住宅手当については、E-mail : yuchi@city.yaizu.lg.jp

定しているものについて、住宅手当の月額及び支給対象の期間を記載してください。

6 法人の場合は代表者印を押印してください。